

# 教育委員会臨時会議事日程

令和8年3月19日(木) 午前10時00分

## 1 会議録の承認

## 2 一般報告

第5期横浜市教育振興基本計画の策定について

市民の豊かな学びに向けた図書館ビジョンの推進について

## 3 審議案件

教委第63号議案 児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則の一部改正について

教委第64号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

教委第65号議案 教育委員会事務局職員の人事について

教委第66号議案 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第67号議案 教職員の人事について

教委第68号議案 教職員の人事について

教委第69号議案 教職員の人事について

教委第70号議案 教職員の人事について

## 4 報告案件

教委報第10号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

## 5 その他

## 教育委員会臨時会 一般報告

### 1 市会関係

○3/11 本会議（第5日）追加議案上程・質疑・付託  
こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

○3/18 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査）

### 2 市教委関係

#### （1）主な会議等

○3/6 よこはま子ども国際平和シンポジウム

#### （2）報告事項

○第5期横浜市教育振興基本計画の策定について

○市民の豊かな学びに向けた図書館ビジョンの推進について

### 3 その他

## 第5期横浜市教育振興基本計画を策定しました よこはまの学びの計画～みんなが主役～

横浜市教育委員会は、子どもの「今」と「未来」を大切に、子どもの思いから「第5期横浜市教育振興基本計画」(計画期間:令和8年度から令和11年度)を策定しました。

策定に向けては、あらゆる機会を捉えて、子どもたちとの対話を重ねてきました。パブリックコメントでは、子ども向けリーフレットを作成し、1人1台端末を用いて市立学校の児童生徒の意見を聴き、約3万6千件もの意見を踏まえた計画としています。

意見を寄せてくれた子どもたちには、感謝とともに、改めて、計画の趣旨などを伝えるメッセージ及び動画を1人1台端末宛てにお送りしています。

今後も、子どもたちの意見を聴きながら、家庭・地域・企業・大学等と協働・共創して、計画を進めていきます。

### ○子ども向けリーフレット(もっとやさしい版、英語版、中国語版、タガログ語版含む)

児童生徒に分かりやすく伝えるため、発達の段階に応じて複数のリーフレットを作成しました！



### ○動画「よこはまの学びの計画～みんなが主役～」

計画が目指す方向性を分かりやすく伝えるために、動画を作成しました！



次の URL 又は二次元コードからご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=1nyN82joD1s>



裏面あり



GREEN x EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

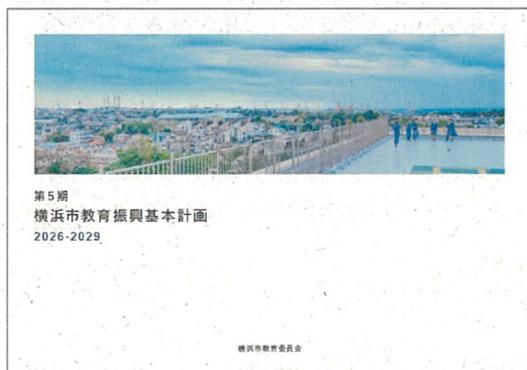


## 計画の概要

本計画は、2030年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」のアクションプランです。

子どもたちを取り巻く「今」と子どもたちが羽ばたく「未来」を見据え、子ども一人ひとりが「未来」を創るために必要なこととして、次の3つの力を身に付けるため、7つの柱・18の施策で構成しています。

- ・ 自らの人生を舵取りするたくましさ
- ・ 世界の人たちと出会ってともに新しい価値を創り出そうとする力
- ・ 多様性や変化を受け止め、可能性を最大限に広げるしなやかさ



## 計画のダウンロード及び配布等

計画は、市WEBサイトにダウンロードできます。また、下記の場所にて冊子の配布も行います。

### ○ダウンロード先(市WEBサイト)

次のURL又は二次元コードからアクセスしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/kyoikuplan/5th-kyoikuplan.html>



### ○冊子の配布場所【配布開始日:令和8年4月1日(予定)】

市民情報センター(市庁舎3階)、各区役所広報相談係、横浜市立図書館、教育委員会事務局教育政策推進課(市庁舎14階)

多言語版や点字版等でもご覧になれます

【概要版(多言語版含む)、やさしい概要版、音声データ、テキストデータ】

上記の横浜市ホームページからダウンロードできます。

多言語版の対応言語:英語、中国語(簡体字)、ハングル、タガログ語

【点字版】

市民情報センター(市庁舎3階)、各区役所広報相談係、横浜市立図書館、教育委員会事務局教育政策推進課(市庁舎14階)にて閲覧できます。

## 別添

計画の趣旨を伝えるため、多様な種類の資料等を作成しています。例として、以下を別添としています。

- ・第5期横浜市教育振興基本計画【子ども向けリーフレット】
- ・第5期横浜市教育振興基本計画【子ども向けリーフレット(もっとやさしい版)】※タガログ語

お問合せ先

教育委員会事務局教育政策推進課長 白井 美由紀 Tel 045-671-3224



**GREEN×EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



# 市民の豊かな学びに向けた図書館ビジョンの推進について

「横浜市図書館ビジョン」（令和6年3月策定）の具体化に向け、  
令和6年12月に公表した「今後の市立図書館再整備の方向性」に基づき進めている各種取組について、  
8年度予算案の状況と「新図書館整備基本構想」を、報告します。

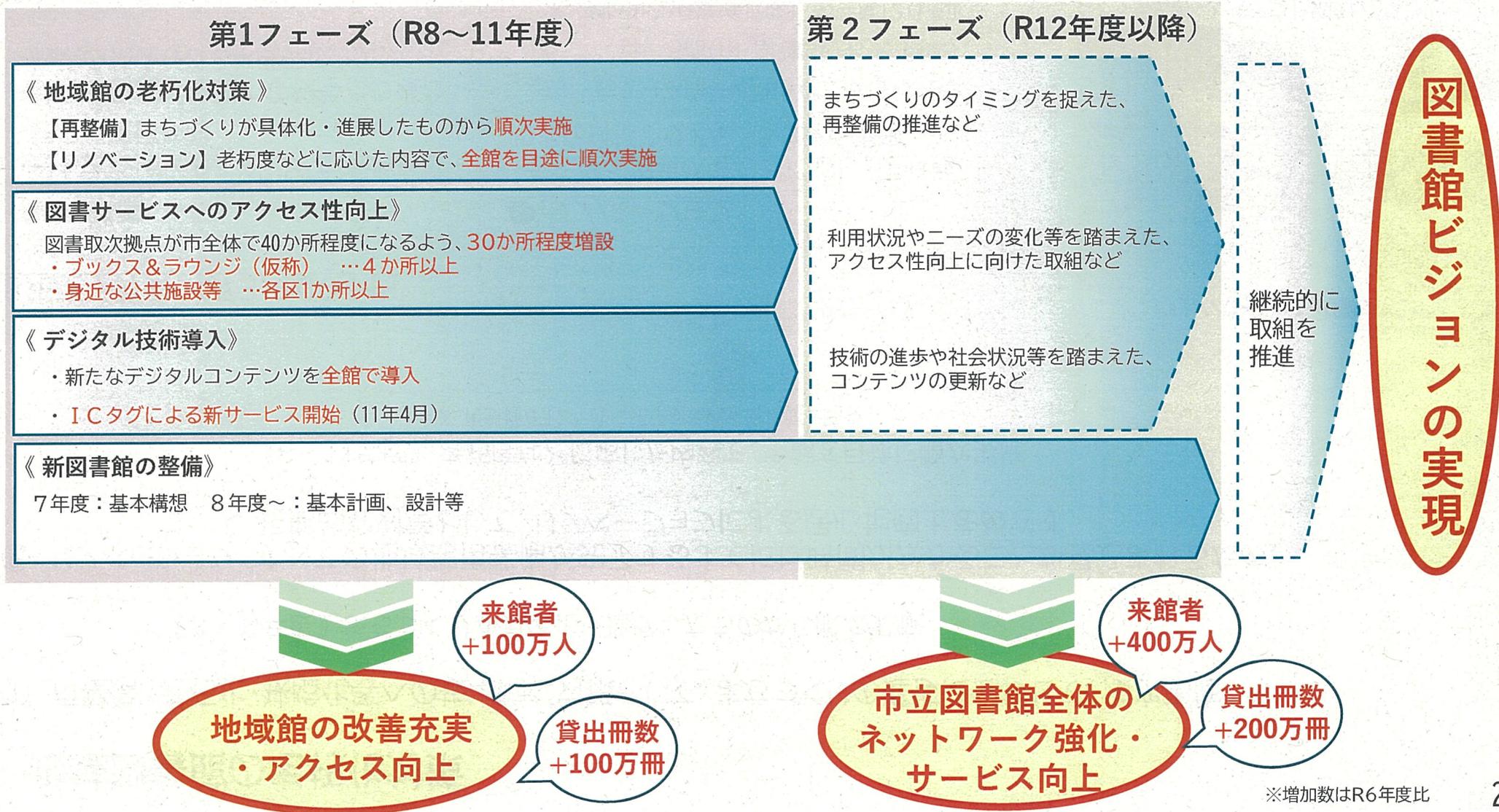
## 【関連資料の公表サイト】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/katsudo/r7/JohninKK-R07.files/J-KK-20260311-ky-2.pdf>

（資料内容）

- ・市民の豊かな学びに向けた図書館ビジョンの推進について
- ・新図書館整備基本構想（概要版、本編）
- ・横浜市新図書館整備基本構想（素案）に関する市民意見募集の実施結果

# 1 令和8～11年度で実現を目指す主な取組（7年度第4回定例会常任委員会資料の抜粋）



## 2 地域図書館の老朽化対策

① 再整備 老朽化・狭隘化等への抜本的な対策として、まちづくりの進捗に合わせて、順次実施

↓  
《8～11年度》まちづくりが具体化・進展したのちから順次実施

② リノベーション すべての地域館再整備が完了するまでには時間がかかることが見込まれるため、短期的な対策として、リノベーションによる居心地向上をめざす

↓  
《8～11年度》老朽度などに応じた内容で、全館を目途に順次実施

※ 再整備が12年度に完了する鶴見図書館を除く



### 8年度予算案 473,100千円

#### ● 再整備

- ・最も古く、築60年を超えた港北図書館の再整備検討
- ・鶴見図書館と豊岡小学校等との複合施設の整備(R12年度完成予定)

#### ● リノベーション

老朽度や施設状況などに応じ、居心地向上を目指すリノベーションを実施。

設計・施工 3館(神奈川・保土ヶ谷・瀬谷)

設計 5館(中・南・都筑・金沢・戸塚)

※ 港北・山内・戸塚・金沢は別途7年度12月補正で繰越明許費設定済み

#### <リノベーションの例>



手法例：レイアウト見直し

このほか、床・壁紙等の新調や椅子・机等の刷新など

### 3 図書サービスへのアクセス性向上

図書取次拠点 現在：12か所 内訳：地区センター等活用：8か所 行政サービスコーナー併設：2か所 民間床活用：2か所



令和11年上半期：40か所程度設置 になるよう、30か所程度増設(具体的な設置場所は、今後調整のうえ、確定)

	ブックス&ラウンジ(仮称)《新規》	身近な公共施設等の活用《従来型》
特色	通勤、買い物等利便性の高い場所	既存の公共施設等の活用による身近な場所
規模	図書貸出カウンター + 滞在空間	図書貸出カウンターのみを想定
機能	図書貸出・返却の取次機能に加え、閲覧スペースや読み聞かせエリア等を整備	図書貸出・返却の取次機能
箇所数	市域4方面に、1~2か所程度設置	各区1か所以上、区の規模等に応じて設置



#### 8年度予算案 309,710千円

9年度に、図書取次拠点の10か所新設に向けて設計や工事などを行います

##### ● ブックス&ラウンジ(仮称)

設計・工事：2か所(青葉台駅周辺、上大岡駅周辺)

設計：1か所(横浜駅周辺)

##### ● 身近な公共施設等の活用

設計・施工：8か所(具体的な場所は、最終調整中)

##### ● 図書館情報システムの改修、

##### 物流検討・設計

9年度の開所に向けて、必要な改修や、物流の検討・設計などを実施

ブックス&ラウンジ(仮称)イメージ



Olive LOUNGE 渋谷 提供：カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)

## 4 図書館サービスの充実

### ① デジタル技術の活用

- ・電子書籍の拡充に加え、AI等のデジタル技術を活用し、知に触れる多様な体験を提供。これまで図書館を利用していなかった方を含め、新たな本との出会いを創出。
- ・ICタグ導入など、デジタル技術活用による図書館サービスの利便性向上と業務効率化を推進。

#### R8取組

8年度予算案 161,731千円

##### ●地域図書館へのデジタル導入

- ・クイズ機能を搭載した子ども向けAI絵本推薦システムを、2館(戸塚・金沢)に実証導入
- ・市民参加型オンラインプラットフォームを構築し、2館(港北・戸塚)でモデル実施



AI絵本推薦システム  
イメージ

- ・7~10年度で、図書館資料へのICタグ貼付を実施

##### ●のげやま子ども図書館へのデジタル導入

- ・令和9年春オープンの「こどもフロア」に導入する、映像と音で絵本の世界を体感できる没入型コンテンツを制作

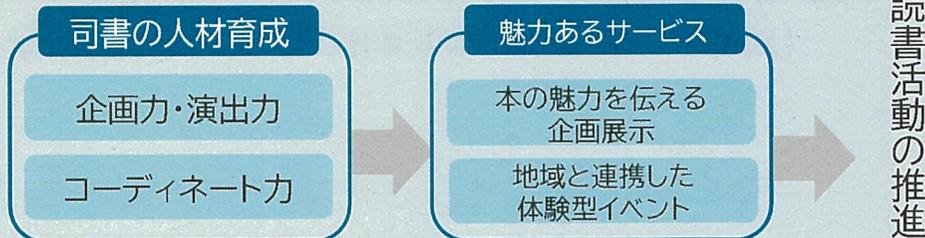
### ② 司書の力を活かしたサービス

- ・司書の専門性を生かし、市民、団体、企業等の多様な主体とも連携しながら、魅力ある図書館サービスを提供。
- ・地域や学校へのアウトリーチ活動、子育て世代向けのサービスを通じて、子どもから大人まで多くの市民に本に親しむ機会を提供。

#### R8取組

##### ●司書の人材育成と図書館サービスの充実

- ・本の魅力を効果的に伝える企画展示手法や、地域連携のノウハウ等について研修を実施し、司書の専門性を向上
- ・多様な主体と連携して、興味や関心を引き出す体験型のイベントなどを開催し、本を読む楽しさを発信



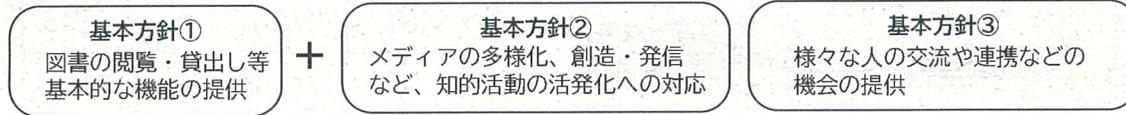
読書活動の推進

# 5 新図書館の整備

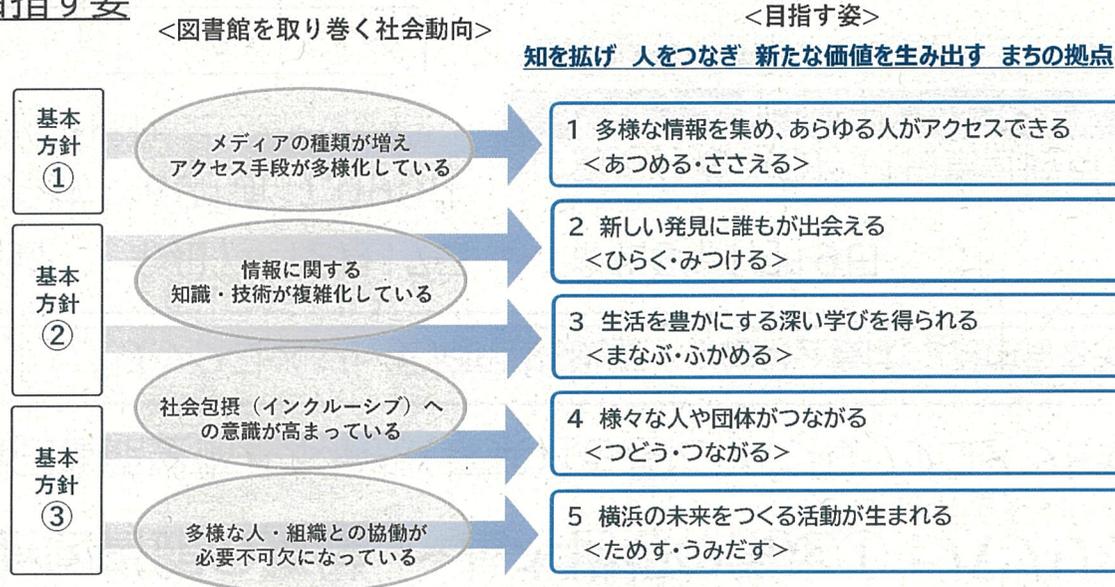


## <「新図書館整備基本構想(素案)」の主な内容(7年12月公表)>

### ● 基本方針



### ● 目指す姿



## 8年度予算案 84,000千円

基本構想を踏まえ、新図書館の整備内容や事業手法等を示す「新図書館整備基本計画」の検討 など

### ● 立地

港北区新横浜2丁目  
(新横浜駅北口駅前の市有地)



### ● 規模

約 20,000m<sup>2</sup>程度を想定

## 5 新図書館の整備 ～基本構想の策定①：パブリックコメント等の状況～

「新図書館整備基本構想(素案)」を基に、パブリックコメントや意見交換などを実施

### パブリックコメント実施結果概要 ※結果公表は、3月中旬を予定

・期間 令和7年12月17日 ～ 令和8年1月19日

・意見数 681通 1,090件

・回答者属性

20代以下	31人	4.6%
30代	106人	15.6%
40代	273人	40.1%
50代	127人	18.6%
60代以上	53人	7.8%
不明	91人	13.4%

・ご意見分類 (3月11日集計時点)

意見主旨	件数	割合
基本構想素案への賛成意見	35	3.5%
新図書館整備を推進したうえで、 新図書館の具体的な機能への提案・期待等	611	60.5%
図書館施策全般や地域図書館等他の取 組への意見	293	29.0%
新図書館整備より、他の図書館施策を 優先すべきという意見	27	2.7%
基本構想素案の内容(立地、コンセプト、 機能等)の見直しに関する意見	35	3.5%
財政的視点等からの見直しに関する意 見	9	0.9%
<b>合 計①</b>	<b>1,010</b>	<b>100%</b>
その他、図書館施策以外への意見	80	
<b>合 計②</b>	<b>1,090</b>	

### 意見交換の実施状況

#### ■ 新図書館整備に関する座談会

・実施日 令和8年2月21・24日

・参加者 2回合計で、約90名

・主な意見

- ・横浜市、新横浜ならではの機能
- ・こどもも大人も楽しめる機能
- ・市民が運営に参加する仕組み
- ・既存図書館充実、学校図書館との連携
- ・デジタル化によるニーズ変化への対応  
等

#### ■ 地元・団体等ヒアリング

・実施日程 令和8年1月～2月

・実施対象 自治会や団体等4回実施

・主な意見

- ・まちづくりとの連携
- ・図書館以外の機能導入(例:防災) 等

## 5 新図書館の整備 ～基本構想の策定②：パブリックコメントや座談会等の主なご意見～

### <新図書館整備に対する、主なご意見の例>

- 他都市にあるような多機能型の新図書館への期待
  - 新図書館が保有する蔵書や閲覧席数などについての要望
  - 空間の開放性や、座席・家具など、新図書館の施設・設備への要望
  - お喋りの許容、カフェの設置など、過ごしやすいさへの期待
  - デジタル技術を使った新しいサービス提供への要望
  - 新図書館の機能・価値を向上させるために、図書館以外の機能との複合化の提案
  - 新図書館整備と連携する、新横浜のまちづくりに関する期待
  - デジタル化の進展などによる読書ニーズの変化と大型図書館整備の必要性
  - 地域図書館や図書取次所・返却ポスト等他の図書サービス充実の要望
  - 新図書館整備と財政ビジョン(ファシリティマネジメントなど)との整合、  
維持管理費への懸念
- など

## 5 新図書館の整備 ～基本構想の策定③：素案の修正～

(3月11日集計時点)

●いただいた意見などを踏まえて、素案を修正し、「新図書館整備基本構想」として公表(3月中旬を予定)。

●今後も、市会や市民の皆様と、節目ごとに、ご議論をいただきながら、新図書館整備を推進。

対応分類	対応の主旨	件数	割合
賛同	基本構想素案への応援・期待として受付	35	3.5%
修正	意見の主旨を踏まえ、基本構想原案に反映	165	16.3%
参考①	意見の主旨を、今後の新図書館整備基本計画検討等に活用させていただくもの	517	51.2%
参考②	他の図書館施策推進の参考にさせていただくもの	293	29.0%
<b>合計①</b>		<b>1,010</b>	<b>100%</b>
その他	所管部署等へ情報提供させていただくもの等	80	
<b>合計②</b>		<b>1,090</b>	

### <基本構想素案からの主な変更点>

視点	ご意見(例)	対応(原案の記載内容)	赤字：主な修正点
①既存館の存続	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設する場合は、既存図書館の閉鎖や縮小は絶対に止めて下さい。</li> <li>「新横浜があるから古い港北は廃止」とならないことを切望しています。</li> </ul>	「はじめに」に視点を追加(p.4) →新図書館は、約30年ぶりに整備される本市19館目の図書館であり、創造・発信の機会の提供や～	
②学校図書館との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもたちにより豊かな学びを届けるために書籍を各学校へデリバリーをして頂きたい。</li> <li>学校支援については、どう考えているのか？見えてこない。</li> </ul>	「3章 機能」(取組の方向性)に視点を追加(p.25) →図書館以外の場所からでも図書などの知に触れられるよう、学校図書館をはじめとした、図書を取り扱う施設・拠点との協力・連携を進めるとともに、電子書籍のコンテンツやデジタルアーカイブ等を拡充	

## 5 新図書館の整備 ～基本構想の策定③：素案の修正～

### <基本構想素案からの主な変更点>

視点	ご意見（例）	対応（原案の記載内容）	赤字：主な修正点
③市民参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のコミュニティとしての役割を果たす場所として、市民も積極的にボランティア活動を担いたいと考えます。</li> <li>実際にどう機能させるのか。市民ボランティア等の組織化が一番の課題になるのだと思います。</li> </ul>	<p>●「6章整備手法・管理運営の方針」（本文）に視点を追加(p.44)</p> <p>→将来にわたり、時代・社会のニーズを取り込み、機能やサービスを検証・更新し続けることが重要です。また、<b>そのためには、行政や民間、市民、NPO等、多様な主体がそれぞれの知見を活かしながら管理・運営に関わることが必要です。</b></p>	
④多文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>もっと多文化サービスに力を入れて、外国人への情報提供の場、日本人と外国人との交流の場となれる空間の提供。</li> <li>多言語での蔵書の充実も検討してもらいたい。</li> </ul>	<p>「3章 機能」（取組例）に視点を追加（p.28）</p> <p>→「<b>世代や文化・国籍を超え、多様な利用者が出会い交流する機会の提供</b>」</p> <p>「3章 機能」（情報の収集・提供(取組の方向性))に視点を追加(p.23)</p> <p>→<b>多様な言語に対応するとともに、幅広い分野、多様な形態の資料・情報を収集</b></p>	
⑤書店連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>新図書館が既存の書店と企画等で連携し支え合う拠点としても位置づけられることを期待。</li> </ul>	<p>「3章 機能」（取組例）に視点を追加（p.29）</p> <p>→<b>地域の書店等と連携した取組の実施</b></p>	
⑥横浜らしさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>何か横浜らしさを感じるデザイン(サービス面、建築面)を工夫いただけると嬉しい。</li> <li>横浜という特徴を生かした図書館を希望。港町、昔からの貿易港ならではの歴史や文化の常設展示場など。</li> </ul>	<p>「3章 機能」（本文）に視点を追加(p.22)</p> <p>→<b>また、運営にあたっては、常に機能・取組の更新を続け、時代のニーズを取り入れ、変化し続けることで、他都市の図書館にはない、横浜ならではの機能・取組を作り上げていきます。</b></p> <p>「4章 空間計画」（考え方）に視点を追加(p.34)</p> <p>→<b>横浜らしさを感じ、市民が誇りを感じられるようなシンボル性や親しみのあるデザイン</b></p>	

## 5 新図書館の整備 ～基本構想の策定③：素案の修正～

### <基本構想素案からの主な変更点>

視点	ご意見（例）	対応（原案の記載内容） 赤字：主な修正点
⑦コレクションの保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切に本を守ることにについて言及されていない。</li> <li>大事な資料を長く大切に使うため、紫外線、気温や湿度などの環境管理も重要</li> </ul>	<p>「4章 空間計画」に視点を追加（p.34）            →「コレクションの特性に応じた適切な保管環境の整備」</p>
⑧バリアフリー・ユニバーサルデザイン要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的にストレッチャーや移動用の座位保持バギーを使用して生活している人の利用については、十分に想定されていないように感じます。</li> <li>視力に問題があり小さい字での読書が難儀です。字の大きさを換えられるタブレットでの閲覧が出来る事を希望します。</li> <li>子どもと利用するので個室の授乳室を複数、調乳施設、オムツ交換台があると助かります。</li> </ul>	<p>「3章 機能」に視点を追加（p.25）            →言語や国籍の違い、性別や年齢、障害の有無等に関わらず、すべて人が安心して、情報に触れ、学べる環境を提供します。</p> <p>「4章 空間計画」（考え方）に視点を追加（p.34）            →年齢や文化、障害の有無等に関わらず、誰もが円滑に建物内外を移動でき、安心・快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮した空間づくり</p>
⑨駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場を多めに作ってほしい。小さい子ども連れだと公共交通機関でわざわざ図書館に行くのが大変。</li> <li>重たい本を借りたいので駐車場は必須です！</li> </ul>	<p>「4章 空間計画」共用・管理スペースの例示に「駐車場」を追加（p.32,33）            「5章 立地」（本文）に視点を追加（p.36）            →新図書館は、公共交通機関での来館に加え、徒歩・自転車・自家用車など、多様な手段での来場を想定し、周辺まちづくりとも連携しながらアクセス環境を整備します。</p>
⑩防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に施設を活用できるようにする必要があると思います。</li> <li>防災備蓄品なども備蓄するようにしていませんか。帰宅困難者対策も考えて建物を建築していませんか。</li> </ul>	<p>「4章 空間計画」に視点を追加（p.34）            →開放的なスペースや災害時への備えなど、地域に開かれ、まちと共に歩んでいく空間づくり</p>

## 5 新図書館の整備 ～基本構想の策定③：素案の修正～

### <基本構想素案からの主な変更点>

視点	ご意見（例）	対応（原案の記載内容） 赤字：主な修正点
⑪まちづくり ⑫複合化・他施設の併設 ⑬駅からのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい図書館に焦点を当てるだけでなく、「まちづくり」の観点から考えたい。</li> <li>図書館ができることで、新横浜がより文化的な街に成長することを期待する。</li> <li>駅から図書館まで直接歩道橋で行けるように考えてほしい。</li> </ul>	「5章 立地」に項目を追加（p.41） →新ページ【まちづくりと新図書館整備の連携】（スライド14参照） 「5章 立地」（本文）に視点を追記（p.36） →新図書館は、公共交通機関での来館に加え、徒歩・自転車・自家用車など、多様な手段での来場を想定し、周辺まちづくりとも連携しながらアクセス環境を整備します。
⑭施設の魅力維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>10年おきのリノベやリフォームなど、清潔、新鮮、目新しい、を保つ、変化し続ける公共物にしないと行かない。</li> </ul>	「6章 整備手法・管理運営の方針」（方針）に視点を追記（p.44） →将来にわたり、計画的・効果的に機能・設備等を保全・更新するとともに、時代・社会のニーズを取り込み、機能やサービスを検証・更新し続けることが重要です
⑮整備手法・維持管理・管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来に渡って維持管理費用が最小になるものを選択し、市財政の負担にならないように</li> <li>民間の力も活用し、時代に即した魅力的な空間やサービスを実現してほしい</li> </ul>	「6章 整備手法・管理運営の方針」（本文）に視点を追記（p.43） →整備費や管理運営費等の財政負担軽減や財政支出の平準化といった経済的な視点、時代やニーズ等の変化に対応した魅力向上・維持のための民間活用の視点、整備までの期間など～
⑯社会経済の動向・財政的な視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央図書館が良くなったのに、もうひとつ作れる財力はあるのでしょうか。</li> <li>既存の図書館の建て替えや統廃合ではなく、新たな公共施設の建設となり、将来的な負債になる可能性が高い。</li> <li>デジタル化の進展による読書ニーズの変化への対応が必要</li> </ul>	「はじめに」（基本構想について）に視点を追加（p.4） →人口減少・少子高齢化やデジタル化の進展等社会経済の動向、財政ビジョン等本市全体の方針と整合を取りながら、新図書館整備を進めていきます。 「資料編」に項目を追加（p.58,59） →新ページ【<参考>本市の状況】

## 5 新図書館の整備 ～基本構想の策定③：素案の修正～

### 新図書館整備基本構想への追加

#### まちづくりと新図書館整備の連携

期待される効果

#### 「価値向上」と「地域課題の解決」

新横浜の新たな魅力創出

図書館の魅力・賑わい向上

地域・企業の交流の場

新たな知の創出・発信

多様な都市機能

まちなかへの回遊・滞留の創出



#### まちづくりの方向性

##### 【都市機能】

都市機能集積や企業と地域が一体となったまちの魅力創出

##### 【交通・インフラ】

広域交通結節点の機能強化

##### 【回遊・滞留】

集まりたくなる場づくりと地区をつなぐ回遊性の強化

##### 【景観】

ビル群や住宅地などエリアの個性を生かした都市景観形成

##### 【環境】

環境にやさしいまちづくりとライフスタイルの推進

##### 【防災】

地域で備える安全と安心、防災と減災への備え

#### 新図書館の目指す姿

知を拡げ 人をつなぎ  
新たな価値を生み出すまちの拠点

- ◆ あつめる・ささえる  
情報の充実とアクセス性向上
- ◆ ひらく・みつめる  
知的好奇心を育む
- ◆ まなぶ・ふかめる  
体験を通じた学び
- ◆ つどう・つなげる  
知的交流の創出
- ◆ ためす・うみだす  
新たな価値の創出

## 5 新図書館の整備 ～教育委員会事務局における財政ビジョンを踏まえた主な取組～

### ◆ 財政ビジョンのベンチマーク(公共建築物の施設総量の効率化)

基準年:2021年度 ⇒ 2040年度:基準時以下 2065年度:基準時の10%以上縮減



### ◆ 教育委員会事務局における主な取組

#### ① 個別事業における公民連携の工夫

例)・建替え時における、民間プール活用による学校プールの縮減(大門小、東戸塚小)

・他都市事例を参考にした、公民連携による工夫

公有地における定期借地を活用した図書館複合施設整備(大阪市)

民間施設の賃貸による図書館整備(神戸市)

#### ② 公共施設再整備の機会をとらえた、周辺施設との再編

図書館再整備などの機会をとらえ、利用者の利便性・類似機能の共用化・相乗効果の発揮等の観点から、周辺の公共施設との再編整備を検討

例)港北図書館再整備と連携した、周辺施設との再編検討

#### ③ 少子化を踏まえた学校規模の適正化

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」(平成30年12月策定)のもと、児童・生徒数の減少などを踏まえ、地域の状況などに配慮しながら、学校規模を順次適正化

教委第 63 号議案

児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則の一部改正に  
ついて

児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則の一部を改正する規則を  
次のように定める。

令和 8 年 3 月 19 日提出

教育長 下田 康晴

#### 提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、指導改善研修被認定者について教職調整額が不支給になったことに伴い、指導改善研修の認定方法の運用の見直しが求められたため、児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則の一部を改正したいので提案する。

児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則の一部を改正する規則

児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則（平成22年9月横浜市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「次条第1項第2号の認定を受けた者については、教育委員会」を「教育委員会は、当該期間を延長することにより、指導の改善が見込まれるとき」に改める。

第6条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則の一部改正について

1 趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、指導改善研修被認定者について教職調整額が不支給になったことに伴い、指導改善研修の認定方法の運用の見直しが求められたため、児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則の一部改正を行います。

2 規則改正の主な内容

指導改善研修の認定方法の運用の見直しが求められたため、指導の改善の程度に関する認定の区分から研修期間の延長を想定した規定を削除し、研修期間の延長については当該認定を経ないで行うものとするため、第5条第2項及び第6条第1項を改正します。

3 公布及び施行予定日

令和8年3月31日 市報（号外）に掲載して公布

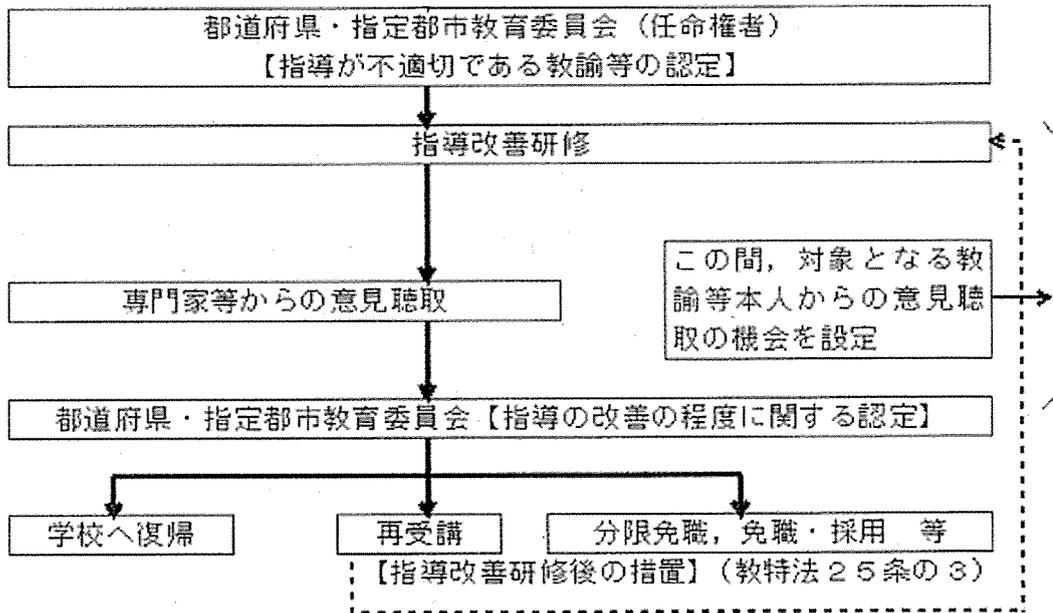
令和8年4月1日 施行

児童又は生徒に対する指導が不適切な教員に関する取扱規則（平成22年9月横浜市教育委員会規則第18号） 新旧対照表

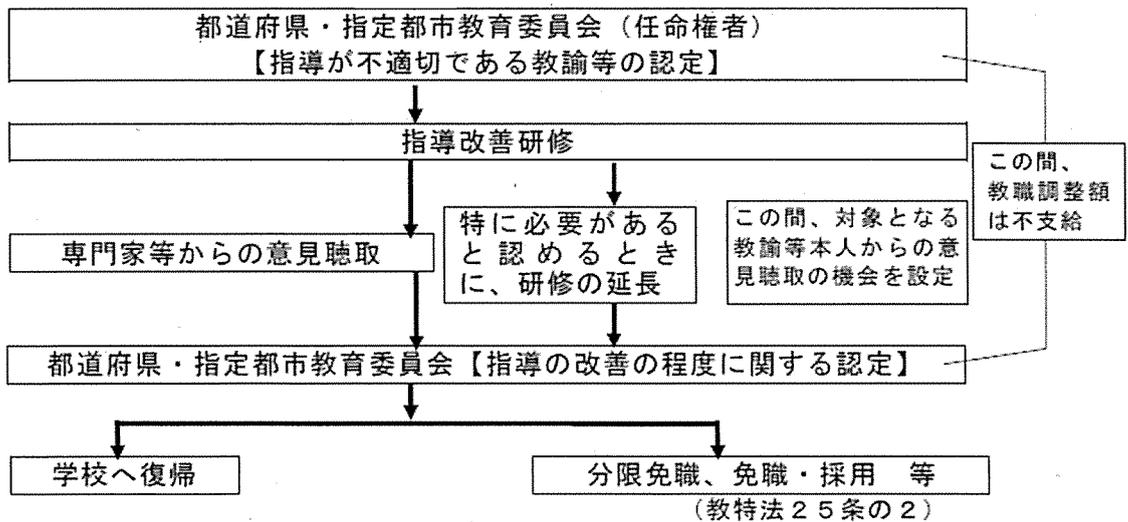
現行	改正案
<p>(第1条から第4条まで省略)</p> <p>(指導改善研修)</p> <p>第5条 (第1項省略)</p> <p>2 指導改善研修の期間は、1年以内とする。ただし、<u>次条第1項第2号の認定を受けた者については、教育委員会は、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長することができる。</u></p> <p>(指導の改善の程度に関する認定)</p> <p>第6条 教育委員会は、第4条第2項の認定を受けた教員について、指導改善研修終了時に、教特法第25条第4項の規定に基づき、児童等に対する指導の改善の程度に関して、次の各号のいずれかの認定を行う。</p> <p>(1) 指導が改善し、児童等に対して適切に指導を行える程度</p> <p><u>(2) 研修期間を延長することにより、指導の改善が見込まれる程度</u></p> <p><u>(3) 指導改善研修を受講しても、なお児童等に対する指導を適切に行うことができない程度</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>(第1条から第4条まで省略)</p> <p>(指導改善研修)</p> <p>第5条 (第1項省略)</p> <p>2 指導改善研修の期間は、1年以内とする。ただし、<u>教育委員会は、当該期間を延長することにより、指導の改善が見込まれるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長することができる。</u></p> <p>(指導の改善の程度に関する認定)</p> <p>第6条 教育委員会は、第4条第2項の認定を受けた教員について、指導改善研修終了時に、教特法第25条第4項の規定に基づき、児童等に対する指導の改善の程度に関して、次の各号のいずれかの認定を行う。</p> <p>(1) 指導が改善し、児童等に対して適切に指導を行える程度</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2) 指導改善研修を受講しても、なお児童等に対する指導を適切に行うことができない程度</u></p> <p>(以下省略)</p>

指導が不適切な教員の人事管理システム流れ ※文部科学省のガイドラインより抜粋

<旧>



<新>



教委第64号議案

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月19日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

令和8年度における組織再編等に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

東部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	学校教育支援課	
西部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	学校教育支援課	
南部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	学校教育支援課	
北部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	学校教育支援課	

」

を

「

東部学校教育事務所		
西部学校教育事務所		
南部学校教育事務所		
北部学校教育事務所		

」

に改める。

第2条教職員企画部の款教職員人事課の項人事係の部第2号中「学校における」を削り、「事務職員」を「学校事務職員」に、「及び学校給食調理員」を「、学校給食調理員及びこれらの会計年度任

用職員」に改め、「及び第4号」を削り、同部中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同項任用係の部第1号中「教職員の採用選考試験」を「教育職員の採用選考」に改め、同部第2号中「教職員の昇任候補者選考」を「副校長昇任候補者の選考」に改め、同部第3号中「教職員の免許の総合調整」を「教育職員の免許」に改め、同部第4号中「非常勤講師」を「非常勤講師等」に改め、「の総合調整」を削り、同条学校教育部の款学校経営支援課の項学校経営支援係の部中第21号を第23号とし、第20号の次に次の2号を加える。

(2) 各学校教育事務所の運営の改革及び改善に係る総合調整に関すること。

(2) 各学校教育事務所における学校のリスク管理及びコンプライアンスの推進の支援、指導等に関する施策の企画及び総合調整に関すること。

第2条東部学校教育事務所の款から北部学校教育事務所の款までを次のように改める。

東部学校教育事務所

(1) 東部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。

(2) 別表に定める小学校、中学校及び義務教育学校（以下「管轄小中学校等」という。）における学校事務の支援に関すること。

(3) 学校事務の支援に係る総合調整に関すること。

(4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること

(5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。

(6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。

(7) 学校事務の共同実施に関すること。

(8) 各学校教育事務所に係る事務事業の総合調整に関すること（学校教育部学校経営支援課学校経営支援係の主管に属するものを除く。）。

(9) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること（学校教育部高校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。）。

(10) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。

(11) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。

(12) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。

- (13) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

西部学校教育事務所

- (1) 特別支援教育総合センターの施設及び設備の管理に関すること。
- (2) 西部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (7) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること。
- (8) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (9) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (10) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (11) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

南部学校教育事務所

- (1) 南部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (6) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること（学校教育部高校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (7) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (8) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (9) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (10) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員

企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。)

北部学校教育事務所

- (1) 北部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (6) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること。
- (7) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (8) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (9) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (10) 管轄小中学校等における人材育成に関すること(教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。)

第3条第1項中「所長」の次に「及び副所長」を加え、同条第2項中「係を」を「事務所並びに係を」に改め、同条第3項中「事務局」を「前項に定めるものを除くほか、必要により、事務局」に改め、同条第4項中「担当部長」の次に「、副所長」を加え、同条第8項及び第10項中「不登校支援・いじめ対策課長」を「不登校支援・いじめ対策部長」に改め、同条第13項中「各学校教育事務所学校教育支援課地域連携推進担当課長」を「各学校教育事務所地域連携推進担当課長」に改める。

第4条第3項中「担当部長」の次に「、副所長」を加え、同条第5項中「事務分担は」の次に「、副所長」を加える。

第5条中「担当部長」の次に「、副所長」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

## 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

### 1 趣旨

教育委員会事務局の令和8年度組織編成において、学校教育部に「事務所統括・改革推進担当」を新設するとともに、学校教育事務所は2課制を廃止し、課長級の「副所長」を新たに配置します。また、学校教育事務所が所掌していた教職員人事業務を教職員人事課に集約し、教職員の不祥事防止や人材確保等の重要課題に対応する「制度企画等担当」を新設します。

これらの変更に伴い、各部・事務所・課・系の事務分掌を整理して定めるため、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正します。

### 2 主な改正箇所及び理由

(1) 学校教育部 学校経営支援課（第2条関連）

新設する「事務所統括・改革推進担当」が主に担う次の業務を追記します。

- ・各学校教育事務所の運営の改革及び改善に係る総合調整
- ・各学校教育事務所における学校のリスク管理及びコンプライアンスの推進の支援、指導等に関する施策の企画及び総合調整

(2) 教職員企画部 教職員人事課（第2条関連）

各学校教育事務所の教職員人事業務（教育総務課教職員係所管のもの）を教職員人事課に集約することに伴い、必要な改正をします。

(3) 各学校教育事務所

ア 2課制（教育総務課、学校教育支援課）の廃止に伴い、組織名称の表を改正します（第1条関連）。

イ 「事務所統括・改革推進担当」の新設及び教職員人事業務の集約に伴い、必要な改正をします（第2条関連）。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 改正日（予定）

令和8年4月1日



横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
<p>（事務局の組織）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定により定める、横浜市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。</p>			<p>（事務局の組織）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定により定める、横浜市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。</p>		
部又は事務所	課又は室	係	部又は事務所	課又は室	係
（法務ガバナンス室から学校給食・食育推進部まで省略）			（法務ガバナンス室から学校給食・食育推進部まで省略）		
東部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係	東部学校教育事務所	(削除)	
	学校教育支援課				
西部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係	西部学校教育事務所	(削除)	
	学校教育支援課				
南部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係	南部学校教育事務所	(削除)	
	学校教育支援課				
北部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係	北部学校教育事務所	(削除)	
	学校教育支援課				

(事務分掌)

第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。

(法務ガバナンス室から教育DX推進部まで省略)

教職員企画部

教職員人事課

人事係

(第1号省略)

(2) 学校における教育職員、事務職員及び学校栄養職員(以下「教職員」という。)並びに学校用務員及び学校給食調理員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事(任用係の主管に属するものを除く。次号及び第4号において同じ。)

(第3号省略)

(4) 教職員等の人事に係る総合調整に関する事。

(5) 学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員の任免、配置、服務その他の人事の総合調整に関する事。

(6) (本文省略)

(7) (本文省略)

任用係

(1) 教職員の採用選考試験に関する事。

(事務分掌)

第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。

(法務ガバナンス室から教育DX推進部まで省略)

教職員企画部

教職員人事課

人事係

(第1号省略)

(2) 教育職員、学校事務職員及び学校栄養職員(以下「教職員」という。)並びに学校用務員、学校給食調理員及びこれらの会計年度任用職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事(任用係の主管に属するものを除く。次号において同じ。)

(第3号省略)

(削除)

(削除)

(4) (本文省略)

(5) (本文省略)

任用係

(1) 教育職員の採用選考に関する事。

- (2) 教職員の昇任候補者選考に関する事。
- (3) 教職員の免許の総合調整に関する事。
- (4) 教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事の総合調整に関する事。

(教職員育成課及び教職員労務課省略)

#### 学校教育部

##### 学校経営支援課

##### 学校経営支援係

(第1号から第20号まで省略)

(新設)

(新設)

(21) (本文省略)

(学校支援・地域連携課から学校給食・食育推進部まで省略)

#### 東部学校教育事務所

##### 教育総務課

##### 庶務係

- (1) 東部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関する事。
- (2) 別表に定める小学校、中学校及び義務教育学校(以下「管轄小中学校等」という。)における学校事務の支援に関する事。

- (2) 副校長昇任候補者の選考に関する事。

- (3) 教育職員の免許に関する事。

- (4) 教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師等の任免、給与、配置、服務その他の人事に関する事。

(教職員育成課及び教職員労務課省略)

#### 学校教育部

##### 学校経営支援課

##### 学校経営支援係

(第1号から第20号まで省略)

(21) 各学校教育事務所の運営の改革及び改善に係る総合調整に関する事。

(22) 各学校教育事務所における学校のリスク管理及びコンプライアンスの推進の支援、指導等に関する施策の企画及び総合調整に関する事。

(23) (本文省略)

(学校支援・地域連携課から学校給食・食育推進部まで省略)

#### 東部学校教育事務所

(削除)

(削除)

- (1) 東部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関する事。
- (2) 別表に定める小学校、中学校及び義務教育学校(以下「管轄小中学校等」という。)における学校事務の支援に関する事。

(3) 学校事務の支援に係る総合調整に関すること。

(4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。

(5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。

(6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。

(7) 学校事務の共同実施に関すること。

(8) 第1条に規定する事務所に係る事務事業の総合調整に関すること。

(9) 事務所内他の課及び係の主管に属しないこと。

#### 教職員係

(1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。

(2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。

(3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。

(4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。

(5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

#### 学校教育支援課

(3) 学校事務の支援に係る総合調整に関すること。

(4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。

(5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。

(6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。

(7) 学校事務の共同実施に関すること。

(8) 各学校教育事務所に係る事務事業の総合調整に関すること（学校教育部学校経営支援課学校経営支援係の主管に属するものを除く。）。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること（学校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

#### 西部学校教育事務所

##### 教育総務課

##### 庶務係

- (1) 特別支援教育総合センターの施設及び設備の管理に関すること。
- (2) 西部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (7) 事務所内他の課及び係の主管に属しないこと。

- (9) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること（学校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (10) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (11) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (12) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (13) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

#### 西部学校教育事務所

##### (削除)

##### (削除)

- (1) 特別支援教育総合センターの施設及び設備の管理に関すること。
- (2) 西部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (削除)

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

学校教育支援課

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

南部学校教育事務所教育総務課

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(7) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること。(8) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。(9) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。(10) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。(11) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。南部学校教育事務所

(削除)

庶務係

- (1) 南部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (6) 事務所内他の課及び係の主管に属しないこと。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

学校教育支援課

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること（学校教育部高校教育課の主管に属するものを除く。次号において

(削除)

- (1) 南部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。

(削除)(削除)(削除)(削除)(削除)(削除)(削除)(削除)

- (6) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること（学校教育部高校教育課の主管に属するものを除く。次号において

同じ。)

- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

#### 北部学校教育事務所

##### 教育総務課

##### 庶務係

- (1) 北部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (6) 事務所内他の課及び係の主管に属しないこと。

##### 教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。

同じ。)

- (7) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (8) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (9) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (10) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

#### 北部学校教育事務所

(削除)

(削除)

- (1) 北部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。

(削除)

(削除)

(削除)

(2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、  
サービスその他の人事に関すること。

(削除)

(3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。

(削除)

(4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。

(削除)

(5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤  
講師の任免、給与、配置、サービスその他の人事に関すること（教  
職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

(削除)

#### 学校教育支援課

(削除)

(1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること。

(6) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること。

(2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教  
育に係る指導及び助言に関すること。

(7) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教  
育に係る指導及び助言に関すること。

(3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係  
る指導及び助言に関すること。

(8) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係  
る指導及び助言に関すること。

(4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。

(9) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。

(5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画  
部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

(10) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画  
部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

(職)

(職)

第3条 事務局に教育次長及び教育行政監、部に部長、事務所に所長、課  
に課長、室に室長、係に係長を置く。

第3条 事務局に教育次長及び教育行政監、部に部長、事務所に所長及び  
副所長、課に課長、室に室長、係に係長を置く。

2 係を置かない課及び室に担当係長を置く。

2 事務所並びに係を置かない課及び室に担当係長を置く。

3 事務局に担当理事、担当部長、担当課長、課長補佐、担当係長、専任  
職及びキャリアスタッフを置くことができる。

3 前項に定めるものを除くほか、必要により、事務局に担当理事、担当  
部長、担当課長、課長補佐、担当係長、専任職及びキャリアスタッフを

4 教育次長、教育行政監、担当理事、部長、所長、担当部長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長、担当係長、専任職及びキャリアスタッフは、事務職員、技術職員又は医務職員をもって充てる。

(第5項から第7項まで省略)

8 条例施行規則第18条に規定する教育総合相談センター所長は、不登校支援・いじめ対策課長をもって充てる。

(第9項省略)

10 教育総合相談センターの職員は、不登校支援・いじめ対策課の職員のうち、不登校支援・いじめ対策課長の指定するものをもって充てる。

(第11項及び第12項省略)

13 第3項の規定により各学校教育事務所学校教育支援課地域連携推進担当課長及び地域連携推進担当係長を置く場合は、横浜市区役所事務分掌規則(昭和52年6月横浜市規則第68号)第3条第4項の規定により置かれた区役所福祉保健センターこども家庭支援課学校連携・こども担当課長及び担当係長(都筑区役所にあつては、福祉保健センターこども家庭支援課学校連携・こども担当課長及び青少年支援・学校地域連携担当係長)をもってそれぞれ充てる。

(職務)

第4条 (第1項及び第2項省略)

3 担当理事、部長、所長、担当部長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長、担当係長、専任職及びキャリアスタッフは、上司の命を受

置くことができる。

4 教育次長、教育行政監、担当理事、部長、所長、担当部長、副所長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長、担当係長、専任職及びキャリアスタッフは、事務職員、技術職員又は医務職員をもって充てる。

(第5項から第7項まで省略)

8 条例施行規則第18条に規定する教育総合相談センター所長は、不登校支援・いじめ対策部長をもって充てる。

(第9項省略)

10 教育総合相談センターの職員は、不登校支援・いじめ対策課の職員のうち、不登校支援・いじめ対策部長の指定するものをもって充てる。

(第11項及び第12項省略)

13 第3項の規定により各学校教育事務所地域連携推進担当課長及び地域連携推進担当係長を置く場合は、横浜市区役所事務分掌規則(昭和52年6月横浜市規則第68号)第3条第4項の規定により置かれた区役所福祉保健センターこども家庭支援課学校連携・こども担当課長及び担当係長(都筑区役所にあつては、福祉保健センターこども家庭支援課学校連携・こども担当課長及び青少年支援・学校地域連携担当係長)をもってそれぞれ充てる。

(職務)

第4条 (第1項及び第2項省略)

3 担当理事、部長、所長、担当部長、副所長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長、担当係長、専任職及びキャリアスタッフは、上司の

け、所管の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(第4項省略)

5 所属職員の事務分担は、課長及び室長が定める。

(職務の代理)

第5条 教育次長、教育行政監、担当理事、部長、所長、担当部長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長又は担当係長に事故があるとき、又はこれらのものが欠けたときは、別に定めるもののほか、主管の上席者がその事務を代理する。

(以下省略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

命を受け、所管の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(第4項省略)

5 所属職員の事務分担は、副所長、課長及び室長が定める。

(職務の代理)

第5条 教育次長、教育行政監、担当理事、部長、所長、担当部長、副所長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長又は担当係長に事故があるとき、又はこれらのものが欠けたときは、別に定めるもののほか、主管の上席者がその事務を代理する。

(以下省略)